

平成28年度 福岡県立直方特別支援学校 教育相談等について（補足説明）

障害種	相談種	対象児生	支援内容	実施条件	対応地域
<ul style="list-style-type: none"> 知肢 体的 障不 害自 教由 育教育 	<ul style="list-style-type: none"> 教早 育期 相教 談育 相 談 	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害 発達障害 肢体不自由 	<ul style="list-style-type: none"> 対象児生の様相観察 対象児生との面談 担任やコーディネーターへ指導に関する助言 研修会での講話 発達検査の実施→発達検査のみの依頼は、お引き受けできません（他のアセスメントを併用し、支援につなぐ場合に実施可能です・・・検査前に本人との面談や様相観察等を実施させていただきます）。 	<ul style="list-style-type: none"> 本校来校による相談活動が原則です。但し、相談ニーズに応じて依頼校へ赴くこともできますが、出張旅費をいただくこととなります。 実施手続きは、①担当者との調整→②教育相談依頼書の郵送（本校教育相談依頼書の書式あり）となります。 	<p>（知）</p> <p>北九州教育事務所管内 （他地域であっても受け付ける場合があります→初回の相談内容や対象児生の状態に応じて、他地域の特別支援学校へつなぐことがあります）</p> <p>（肢）</p> <p>北九州教育事務所管内 ＋筑豊教育事務所管内</p>
	巡回相談			<ul style="list-style-type: none"> 依頼校へ赴きます。 実施は、巡回相談の手続きに則ってください。 出張に関する旅費は、県より支払われます。 	
<ul style="list-style-type: none"> 聴覚 障害 教育 	<ul style="list-style-type: none"> 教早 育期 相教 談育 相 談 	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害 言語障害 構音に課題がある幼児児童生徒（注） 	<ul style="list-style-type: none"> 対象児生の様相観察 対象児生との面談 担任、コーディネーター、保護者へ指導に関する助言 研修会での講話 言語力に関する検査の実施→検査のみの依頼はお受けできません（他のアセスメントを併用し、支援につなぐ場合に実施可能です）。 	<ul style="list-style-type: none"> 本校来校での相談活動が原則です。但し、相談ニーズに応じて依頼校へ赴くこともできますが、出張旅費をいただくこととなります。 対象となる幼児児童生徒には、直接的な発音指導を継続的に行います。 <p>（注）知的障害または発達障害の幼児児童生徒に対しては、本校担当者によるアセスメント後、指導方法等を対象児生担当の先生へお伝えする間接的支援となります。支援回数は2回程度です。</p>	<p>北九州教育事務所管内 ＋筑豊教育事務所管内</p>
	巡回相談			<ul style="list-style-type: none"> 依頼校へ赴きます。 実施は、巡回相談の手続きに則ってください。 出張に関する旅費は、県より支払われます。 	
	通級による指導			<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害 言語障害 	